

# 参 考 资 料



# 目 次

## 1 職員給与関係

第1表	職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	参考-1
第2表	職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	参考-2
第3表	職員の平均給与月額	参考-3
第4表	行政職給料表適用職員の級別平均給与月額及び平均年齢	参考-4
第5表	職員の給料表別、級別、号給別人員	参考-5
第6表	職員の扶養親族数別人員	参考-30
第7表	職員の住居手当の支給状況	参考-32
第8表	職員の通勤手当の支給状況	参考-33
第9表	職員の単身赴任手当の支給状況	参考-34
第10表	職員の管理職手当の支給状況	参考-34
第11表	職員の地域手当の支給状況	参考-34
第12表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	参考-35
第13表	職員の給料月額と国家公務員の俸給月額との比較	参考-36

## 2 民間給与関係

	令和7年職種別民間給与実態調査の概要	参考-37
第14表	産業別、企業規模別調査事業所数	参考-38
第15表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	参考-39
第16表	企業規模別、職種別給与額等	参考-40
第17表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等（事務・技術関係職種）	参考-46
第18表	民間における初任給の改定状況	参考-54
第19表	民間における給与改定状況	参考-55
第20表	民間における住宅手当の支給状況	参考-56
第21表	民間における通勤手当の支給状況	参考-56
第22表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	参考-57
第23表	職員給与と民間給与との比較における対応関係	参考-57

## 3 生計費関係

	令和7年4月の標準生計費算定方法	参考-58
第24表	名古屋市における費目別、世帯人員別標準生計費	参考-58

## 4 労働経済関係

第25表	労働経済指標	参考-60
------	--------	-------



# 1 職員給与関係

## 第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

給料表	適用人員等								
	令和7年4月(A)			令和6年4月(B)			増減(A)-(B)		
	人員	平均年齢	平均経験年数	人員	平均年齢	平均経験年数	人員	平均年齢	平均経験年数
行政職給料表	9,263	40.8	18.5	9,392	40.8	18.5	△129	0.0	0.0
公安職給料表	13,103	39.5	18.0	13,127	39.3	17.8	△24	0.2	0.2
教育職給料表(一)	9,263	41.1	18.3	9,247	41.6	18.8	16	△0.5	△0.5
教育職給料表(二)	22,724	38.9	16.1	22,380	38.9	16.1	344	0.0	0.0
教育職給料表(三)	28	51.3	27.7	31	50.5	26.6	△3	0.8	1.1
研究職給料表	434	43.6	20.4	450	43.6	20.3	△16	0.0	0.1
医療職給料表(一)	50	51.6	26.3	54	51.6	26.6	△4	0.0	△0.3
医療職給料表(二)	295	42.5	18.4	298	42.2	18.2	△3	0.3	0.2
医療職給料表(三)	424	40.8	17.0	423	41.2	17.3	1	△0.4	△0.3
福祉職給料表	117	39.8	17.5	115	40.6	18.6	2	△0.8	△1.1
指定職給料表	0	—	—	1	x	—	△1	—	—
特定任期付職員給料表	1	x	—	1	x	—	0	—	—
第二号任期付研究員給料表	0	—	—	1	x	—	△1	—	—
全給料表	55,702	39.8	17.4	55,520	39.8	17.5	182	0.0	△0.1

- (注) 1 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に定める給料表を、第二号任期付研究員給料表とは、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に定める給料表をいう(以下第6表まで同じ(第4表を除く。))。
- 2 再任用職員等は含まれていない(以下第11表まで及び第13表について同じ。)
- 3 △印は、減少を示す。
- 4 「x」は、人員が1人の場合である。
- 5 定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の給与に関する条例附則第7項により給料月額が決定される職員を除いた数値である(以下第11表までについて同じ。)
- 備考 上記の給料表のほかに、第一号任期付研究員給料表(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に定める給料表をいう。)があるが、適用者はいない。

第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	学歴別人員構成比					性別人員構成比	
	大学卒	うち 大学院修了	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
行政職給料表	80.2	7.6	4.6	15.1	0.0	64.0	36.0
公安職給料表	60.6	0.3	5.0	34.3	0.0	88.6	11.4
教育職給料表(一)	95.6	12.5	2.9	1.5	—	56.5	43.5
教育職給料表(二)	97.9	5.9	2.1	0.0	—	48.4	51.6
教育職給料表(三)	10.7	—	82.1	7.1	—	3.6	96.4
研究職給料表	97.0	43.1	0.9	2.1	—	71.7	28.3
医療職給料表(一)	100.0	10.0	—	—	—	74.0	26.0
医療職給料表(二)	87.8	3.1	11.9	0.3	—	42.0	58.0
医療職給料表(三)	36.8	—	52.8	10.1	0.2	12.3	87.7
福祉職給料表	63.2	4.3	32.5	4.3	—	47.0	53.0
特定任期付職員給料表	100.0	—	—	—	—	100.0	—
全給料表	85.2	6.2	3.9	10.9	0.0	61.7	38.3
昨年の状況	84.8	6.2	4.0	11.2	0.0	62.0	38.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれ100と一致しない場合がある。

第3表 職員の平均給与月額

給料表	区分	給与種目				平均給与月額 計
		給料	扶養手当	地域手当	その他	
		円	円	円	円	円
行政職給料表		337,513	7,667	30,363	17,438	392,981
公安職給料表		359,485	14,174	31,915	7,409	412,983
教育職給料表(一)		391,260	8,654	34,365	17,254	451,533
教育職給料表(二)		374,319	7,930	33,009	17,717	432,975
教育職給料表(三)		427,161	12,857	38,000	11,900	489,918
研究職給料表		375,890	9,167	34,013	24,717	443,787
医療職給料表(一)		563,884	10,790	100,893	212,718	888,285
医療職給料表(二)		355,816	6,197	31,606	23,368	416,987
医療職給料表(三)		352,462	4,274	30,613	11,588	398,937
福祉職給料表		354,924	8,338	31,051	9,005	403,318
特定任期付職員給料表		x	x	x	x	x
全給料表	令和7年4月(A)	367,437	9,454	32,579	15,360	424,830
	令和6年4月(B)	356,006	9,048	31,572	15,338	411,964
	(A)÷(B)×100	103.2%	104.5%	103.2%	100.1%	103.1%

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。  
 2 地域手当には、異動保障によるものを含む。  
 3 その他は、住居手当、初任給調整手当、管理職手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤手当、へき地手当、義務教育等教員特別手当等である。  
 4 「x」は、人員が1人の場合である。

第4表 行政職給料表適用職員の級別平均給与月額及び平均年齢

区分 級	職員数	平均年齢	給与種目				平均給与月額 計
			給 料	扶養手当	地域手当	その他	
	人	歳	円	円	円	円	円
10級	11	56.6	585,291	9,727	62,417	149,846	807,281
9級	23	57.9	545,713	10,543	61,903	132,714	750,873
8級	138	57.0	489,733	7,156	52,303	116,133	665,325
7級	276	56.3	450,616	11,487	46,751	90,883	599,737
6級	734	55.4	423,294	12,004	42,220	62,067	539,585
5級	1,653	52.2	404,647	13,217	35,831	7,357	461,052
4級	1,808	43.9	364,937	11,486	32,297	6,047	414,767
3級	1,799	37.8	310,895	6,578	27,083	8,571	353,127
2級	1,646	30.2	266,430	1,931	23,091	13,801	305,253
1級	1,175	24.4	236,778	63	20,155	7,607	264,603
全級	9,263	40.8	337,513	7,667	30,363	17,438	392,981

- (注) 1 給料には、給料の調整額を含む。  
 2 地域手当には、異動保障によるものを含む。  
 3 その他は、住居手当、初任給調整手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤手当、へき地手当等である。

第5表 職員の給料表別、級別、号給別人員

行政職給料表 (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1								1		
2					1			1		1
3								9		
4								12		
5		1						34	2	10
6								81	21	
7				1						
8			26	7						
9	7		10	6						
10			8	9						
11	1	1	3	9						
12	1		10	15						
13	19	137	5	19						
14	1	81	4	33						
15	1	50	3	21			3			
16	1	23	9	23			14			
17	20	142	50	20			43			
18	2	60	74	29	1		35			
19	2	34	66	29			16			
20	2	41	50	28			10			
21	16	85	63	32			26			
22	7	63	77	27	1		15			
23		54	59	30			7			
24	3	44	54	26			4			
25	28	93	66	35			9			
26	10	77	56	42	1		11			
27	6	49	65	31			5			
28	4	39	60	30	1		2			
29	195	97	71	40			3			
30	11	65	53	31	1		5			
31	5	44	54	27	1		6			
32	7	45	33	31	2		4			
33	194	91	52	40	1		1			
34	33	59	38	35	3		5			
35	12	54	38	42	3	1	3			
36	10	47	42	28			3			
37	187	20	42	33	1		4			
38	57	6	33	33			1			
39	25	2	28	40	3		3			
40	19	4	21	31	5		1			
41	156	2	28	35	5	6	3			
42	61	2	27	30		18	4			
43	36	2	27	20	11	19	1			
44	22		18	31	9	14	2			
45	7		14	23	10	22	1			
46		1	27	26	7	20	2			
47	1	2	18	21	6	16	2			
48	1		16	23	11	8	3			
49	1	3	19	29	11	12	19			
50	1	1	21	28	11	14				
51			21	18	11	14				
52	1	4	17	14	6	3				
53		2	15	21	8	3				
54	1	1	17	19	15	7				
55			7	23	7	7				
56			9	19	3	5				
57		1	7	22	12	7				
58		2	9	21	8	7				
59	1		7	17	17	5				
60		1	4	15	11	9				
61			2	9	16	10				
62		1	5	13	11	13				
63			7	18	19	14				
64		1	4	21	13	10				
65		1	2	19	23	14				
66		1	2	17	36	13				
67		2		15	40	21				
68			2	8	25	23				
69			2	13	33	25				
70		1	3	14	41	26				
71		1	2	10	41	23				
72			1	14	54	30				
73			2	13	41	295				
74		1	1	9	43					
75		1	1	8	64					
76				9	58					

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			7	9	50					
78		1	2	11	52					
79			2	15	62					
80			3	11	52					
81			3	10	58					
82				12	46					
83			2	12	40					
84			2	12	47					
85			3	15	484					
86			1	9						
87				10						
88				9						
89			2	95						
90			1							
91			2							
92			3							
93		1	2							
94			1							
95			2							
96			4							
97		1	4							
98			1							
99			2							
100			2							
101			3							
102			1							
103			2							
104			3							
105			4							
106			3							
107		1	5							
108			4							
109			36							
110										
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	1,175	1,646	1,799	1,808	1,653	734	276	138	23	11

適用職員数	9,263 人
-------	---------

(注) 各級内の太線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0は空欄とした。以下第5表の各表について同じ。  
特定任期付職員給料表は人員が1人であるため、掲載していない。

公安職給料表 (警察官に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									1
2									2
3									
4									1
5									3
6									38
7	70								
8	1								26
9	18			1					
10									
11	65		3						
12	3		2						
13	36								
14	5			1					
15	3	187			1				
16	5	6	4						
17	77	5	2		1				
18	3	10	1	1					
19	15	158	1	1		1		1	
20	3	6	3	1					
21	69	68	2	1	1				
22	6	28	4	6	2				
23	31	53	7	4		2			
24	17	195	1	2	1			1	
25	99	62	8	1	3	1			
26	6	26	1	4		1			
27	31	41	9	8	1				
28	5	167	15	3			1		
29		58	10	5	1	2		2	
30		30	6	8	1	1	1	3	
31		61	21	28		1	1	5	
32		160	21	32	2	2		9	
33		69	12	45	2	1	1	9	
34		41	5	29	2	1		4	
35		29	38	30	1	2		7	
36		124	81	36	5	2	2	3	
37		60	66	30	4	2		10	
38		51	45	41	3	3	2	5	
39		47	77	34	4	2		12	
40		85	78	43	10	2		4	
41		61	64	28	15	4	3	4	
42		44	54	42	9	3	2	4	
43		48	55	49	15	2	9	2	
44		97	80	50	16	1	11	3	
45		61	61	58	16	5	16	7	
46		42	48	51	16		29	2	
47		29	64	54	16	2	25	12	
48		14	71	54	16	3	14	1	
49		2	57	52	25	2	14	1	
50		2	50	55	18	8	9	5	
51		1	44	63	34	5	19	3	
52		3	44	69	25	4	15	2	
53		2	37	68	32	5	18	4	
54		1	36	63	25	6	10	2	
55		2	31	63	38	3	10	5	
56		1	36	64	31	5	10	2	
57		1	34	62	39	5	10	11	
58		2	28	53	47	8	13		
59		2	41	57	33	6	8		
60		1	41	59	40	5	5		
61			30	51	38	4	9		
62		1	35	73	44	8	6		
63		1	34	66	43	6	8		
64		1	28	68	36	9	9		
65			34	61	58	7	7		
66			36	64	36	4	10		
67			31	67	42	9	8		
68			25	68	37	6	7		
69			30	77	42	4	4		
70			24	65	33	6			
71			24	74	28	10	6		
72			22	75	37	3	4		
73		2	30	77	39	7	64		
74			27	53	42	5			
75			23	83	26	3			
76			19	63	27	5			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			23	76	46	2			
78			20	63	38	9			
79			16	92	28	2			
80			22	80	37	4			
81			16	58	34	6			
82			15	53	32	6			
83			21	60	30	6			
84			21	73	42	3			
85		1	20	51	35	86			
86			19	64	33				
87			23	56	24				
88			25	65	25				
89			15	49	24				
90			14	49	27				
91			13	45	25				
92			16	45	36				
93			13	50	27				
94			13	49	23				
95			11	44	22				
96			17	45	33				
97			19	33	23				
98		1	10	34	31				
99			13	36	17				
100			10	31	25				
101			15	30	190				
102			10	31					
103			13	26					
104			4	35					
105			12	35					
106			12	22					
107			3	18					
108			10	23					
109			9	24					
110			7	18					
111			4	19					
112			6	23					
113			5	15					
114			6	18					
115			6	15					
116			3	18					
117			5	15					
118			8	16					
119			3	14					
120				19					
121			6	18					
122			3	19					
123			4	23					
124			3	20					
125			4	9					
126			7	15					
127			2	21					
128			5	18					
129			4	210					
130			2						
131			3						
132			3						
133			2						
134			2						
135			3						
136			5						
137			6						
138									
139			4						
140									
141			28						
142									
143									
144									
145									
計	568	2,250	2,593	4,682	2,066	328	400	145	71

適用職員数	13,103 人
-------	----------

教育職給料表(一) (高等学校等に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭等に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5		139		
6				
7	1	9		
8		19		
9		125		1
10		3		9
11		14		5
12	1	28		3
13		40		10
14	1	99		8
15		18		9
16	1	13		14
17	2	52		11
18	1	84		15
19	3	12		12
20		34	1	14
21		56		9
22	2	27		9
23	3	78		4
24	2	31	1	5
25	1	29	1	9
26		64		5
27	1	98		5
28	1	26		4
29	1	53	3	1
30	2	54	1	
31	2	41	3	2
32	1	102	1	2
33	3	45	3	2
34	1	45	3	1
35	1	58	4	2
36		104	7	2
37	3	25	3	4
38	3	50	6	
39	4	60	1	
40	1	56	2	1
41	3	70	6	
42	4	51	8	
43	1	46	13	1
44	1	62	11	
45	3	81	13	
46	4	46	15	
47	4	41	14	
48	3	72	31	
49	3	57	11	
50	2	81	19	
51	2	55	11	
52	3	48	13	
53	4	81	8	
54		111	16	
55	1	63	15	
56	2	61	10	
57	2	90	19	
58	4	56	6	
59	3	100	8	
60	1	57	9	
61	3	74	9	
62	3	65	4	
63	6	97	12	
64	1	56	8	
65	2	58	4	
66	1	71	1	
67	3	68	2	
68	2	88	3	
69	4	61	2	
70	4	63	2	
71	4	65	2	
72	2	61	2	
73	4	60	2	
74	6	82		
75	2	80		
76	2	55	1	

号給	職務の級			
	1	2	3	4
77	6	55	2	
78	4	75		
79	4	42		
80	3	66		
81	5	62		
82	6	48		
83	6	67		
84	3	65		
85	2	64		
86	3	66		
87	3	94		
88	2	55		
89	3	53		
90	1	60		
91	3	72		
92	1	47		
93	3	64		
94	5	48		
95	1	58		
96		58		
97	1	61		
98	1	63		
99	2	74		
100	2	65		
101	2	57		
102	1	63		
103	3	53		
104		64		
105	3	49		
106	2	58		
107	2	56		
108	1	68		
109	2	60		
110	3	53		
111	2	60		
112	1	45		
113	1	60		
114	2	64		
115		51		
116	1	37		
117	1	42		
118	2	50		
119	3	36		
120	1	42		
121	3	36		
122	1	41		
123	2	40		
124	2	39		
125	3	31		
126	1	42		
127		36		
128	1	40		
129		53		
130	1	43		
131		37		
132		25		
133	1	39		
134		32		
135		25		
136		35		
137	1	21		
138		28		
139		35		
140		35		
141		42		
142		35		
143		39		
144		36		
145		42		
146		49		
147	1	60		
148		37		
149		52		
150		93		
151		55		
152	2	56		

職務の級 号給	1	2	3	4
153	2 人	361 人		
154				
155	1			
156				
157				
158				
159				
160	2			
161	20			
計	288	8,444	352	179
適用職員数				9,263 人

教育職給料表(二) (中学校、小学校又は義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭等に適用)

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					2
3					
4					2
5					40
6					86
7					91
8					74
9					59
10					47
11		1			41
12					53
13					39
14		1			44
15					35
16					41
17		511			28
18		23			36
19		20			24
20		22			30
21		632			30
22		27			17
23		21			24
24		39			18
25		152			17
26		556			17
27		30			20
28		37			11
29		153			17
30		555			6
31		48			6
32		68			12
33		166			5
34		139			6
35		421			6
36		73		1	7
37		116			1
38		172			4
39		442			4
40		79		2	1
41		88			2
42		195			3
43		140		5	7
44		342		1	
45		89		1	3
46		115		1	
47		151		3	
48		353		3	
49		82			
50		110		5	
51		154		7	
52		147		4	
53		296	1	12	
54		105	1	10	
55		131	2	6	
56		150		5	
57		304		13	
58		77		10	
59		123		14	
60		144	1	11	
61		162		12	
62		261	1	14	
63		128		22	
64		130		22	
65		169		35	
66		289	2	66	
67		88	1	104	
68		105	2	80	
69		159	1	50	
70		154	1	30	
71		261		64	
72		121		73	
73		153		32	
74		160	1	34	
75		260	1	42	
76		121	1	40	

号給	職務の級	1	2	特2	3	4
		人	人	人	人	人
77			156		24	
78			161	2	20	
79			122		24	
80			240	2	23	
81			110	2	22	
82			126	3	9	
83			157	2	15	
84			163		14	
85			108	1	4	
86			238	4	4	
87			151	2	2	
88			130	4	6	
89			128	1	7	
90			229	1	1	
91			110	3	3	
92			160		2	
93			165		7	
94			138	1		
95			205			
96			129			
97			166	1		
98			165			
99			205			
100			157			
101			147			
102			166			
103			181			
104			113			
105			116			
106			135			
107			147			
108			137			
109			132			
110			184			
111			124			
112			154			
113			129			
114			166			
115			125			
116			150			
117			111			
118			147			
119			117			
120			104			
121			126			
122			100			
123			129			
124			79			
125			90			
126			104			
127			98			
128			73			
129			91			
130			85			
131			76			
132			76			
133			58			
134			64			
135			69			
136			61			
137			100			
138			85			
139			60			
140			69			
141			89			
142			74			
143			55			
144			53			
145			45			
146			55			
147			38			
148			52			
149			28			
150			33			
151			44			
152			58			

号給	職務の級	1	2	特2	3	4
		人	人	人	人	人
153			38			
154			32			
155			69			
156			52			
157			57			
158			65			
159			73			
160			61			
161			75			
162			100			
163			77			
164			80			
165			421			
計			20,642	45	1,021	1,016

適用職員数	22,724 人
-------	----------

教育職給料表(三) (看護専門学校に勤務する学校長、副学校長及び教員に適用)

職務の級 身給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8				2	
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37		1			
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66		1			
67					
68			1		
69		1	1		
70					
71					
72					
73					
74					
75		1			
76					

職務の級 号給	1	2	3	4	5
77	人				
78		1			
79			1		
80		1			
81		1			
82					
83					
84					
85					
86					
87		1			
88					
89					
90					
91			1		
92					
93					
94					
95					
96		1			
97			1		
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107		1			
108		2			
109					
110					
111					
112					
113		1			
114		1			
115					
116		1			
117					
118		1			
119					
120					
121		2			
122					
123		1			
124					
125		2			
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
計		21	5	2	

適用職員数	28 人
-------	------

研究職給料表 (試験所、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人					
2						
3						
4						1
5		1				
6					1	
7					3	
8					4	
9		1				
10					1	
11		1				
12						
13		8				
14						
15		1				
16			1			
17		9	2			
18		1				
19			2			
20		1	2			
21		6	5			
22		4	3			
23		1	5			
24		1	3			
25		7	2			
26		3	2			
27			2			
28			2			
29		2	4	1		
30		4	5			
31		1	3			
32		1	2	1		
33		4	4			
34		1	1	1		
35		1	2			
36		1	3			
37		2	4	3		
38		1	4	5		
39		2	1	3		
40		2	2	6		
41		4	3	5		
42		1	3	5		
43			2	4		
44		2	6	7		
45		4		2		
46		4	1	4		
47		2	4	7		
48		2	4	2		
49		6	2	1		
50		3	3	2		
51		1	2	3		
52		3	3			
53		5				
54		2	1	1		
55		1	3			
56			4			
57		1	2			
58		4	3	1		
59		2				
60		1	1			
61		5				
62		2				
63		4	1			
64			1			
65		2				
66		4	3			
67		1	1			
68		3	2			
69		4	2			
70		1	1			
71						
72		1	4			
73		3				
74		3	3			
75			1			
76			4			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
77			1			
78			1			
79			1			
80			4			
81			5			
82			2			
83			1			
84		2	6			
85			2			
86						
87			3			
88			3			
89						
90			3			
91		1				
92			2			
93			5			
94		1	2			
95			2			
96			2			
97			3			
98			3			
99			4			
100			2			
101			1			
102			1			
103			2			
104		1	1			
105			7			
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118		1				
119						
120						
121		1				
計		155	205	64	9	1

適用職員数	434 人
-------	-------

医療職給料表(一) (病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					1
5		2		12	1
6				4	
7				1	
8					
9		1			
10				1	
11					
12				1	
13		2			
14				4	
15					
16					
17			1		
18					
19		1			
20					
21		3			
22					
23					
24			1		
25		1			
26					
27					
28			1		
29					
30					
31					
32			1		
33					
34					
35					
36					
37					
38			2		
39					
40			1		
41					
42					
43			1		
44					
45					
46					
47		1			
48					
49					
50					
51					
52			1		
53					
54					
55					
56					
57					
58			1		
59					
60					
61					
62			1		
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73			3		
74					
75					
76					

職務の級 号給	1	2	3	4	5
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
計		11	14	23	2

適用職員数	50 人
-------	------

医療職給料表(二) (病院、診療所、保健所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士等に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								2
3								
4								
5		2						
6								
7								
8								
9		4						
10								
11							1	
12							3	
13							4	
14							1	
15							2	
16								
17		4			2		5	
18					2		1	
19	1				2			
20					1			
21		3			5		2	
22		1			1		5	
23					3		2	
24					1		1	
25	1	5			1		1	
26		2	1		1		2	
27		2			3			
28			2		1	1		
29		5	3		2			
30		2	2		1			
31		2	1		1		1	
32		2	4		3	1		
33		5	2	3	1	1		
34		1	3	2	1	1	1	
35		1	2		2	1		
36		1		2	6	3		
37		5		1	2	1		
38		4	5	3	4	1		
39		3	1	3	4			
40		1			1	1		
41		2	4			1		
42		1	3	2	1			
43			5		2	3		
44		1	4	1		1		
45			2	2	1	2		
46			2			1		
47					3			
48					1			
49			1	1	1	2		
50			1	2	1	1		
51				1	1			
52				1	2	2		
53					2			
54					1	2		
55				1	4	2		
56				1	1	1		
57				1		1		
58					2	1		
59								
60								
61						2		
62								
63			1		2			
64				1				
65					1			
66								
67					1			
68								
69								
70								
71								
72								
73								
74								
75					1			
76					1			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
77	人	人	人	人	人	人	人	人
78								
79					2			
80								
81		1						
82								
83								
84								
85					6			
86		1						
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
計	2	61	49	28	88	33	32	2

適用職員数	295 人
-------	-------

医療職給料表(三) (病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8							
9		2					
10							
11							
12							
13		15					
14			1				
15		6					
16							
17		14					
18							
19		10					
20							
21		8					
22							
23		6			1		
24		1					
25		13					
26		2					
27		3	3				
28		3	1				
29		4	2		2		
30			2				
31		2	1				
32		3	1		2		
33		7	1		2		
34		1	1		1		
35		3	1	1			
36		4	1	4	1		
37		2	4	5		1	
38		1	6	2		1	
39		4	2	3	2	2	
40		4	5	2	2		
41		3	3	3	1		
42		2	2	1	1	1	
43		5	1	1	1		
44			1	3		2	
45		8	1	1	1	2	
46		2			1	1	
47		3		1	3		
48		6	2		1	1	
49		6	1	3	3	1	
50		3		4	2	1	
51		2		2	2	1	
52		6		1	1	1	
53		4		2	3	1	
54		1		2		2	
55		1	1	1		1	
56			1			1	
57					1	1	
58					2	1	
59		1				3	
60					1	2	
61			1	1		4	
62				1			
63				2		2	
64				1		1	
65		1			1	4	
66				1	1	1	
67			1	1	1	2	
68						1	
69			1	1	2		
70						2	
71					3	2	
72						1	
73					2		
74		1			3		
75					2	1	
76				1	2		

号給	職務の級						
	1	2	3	4	5	6	7
77					3		
78							
79							
80				3	1		
81				1	1		
82					3		
83					3		
84			1				
85			1	1	16		
86							
87				1			
88			1				
89		1					
90							
91							
92				2			
93							
94				1			
95							
96							
97							
98		1		1			
99		1					
100							
101							
102				1			
103				1			
104							
105				1			
106				1			
107							
108							
109				1			
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
153	人	人	人	人	人	人	人
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		177	51	66	82	48	

適用職員数	424 人
-------	-------

福祉職給料表 (児童福祉施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15	1					1
16						
17						1
18						
19	1					
20						
21						
22						
23	3	3				
24		3		1		
25	3	2				
26		1		1		
27		1		2		
28						
29	2			1		
30			1			
31	1			1		
32						
33	3	1				
34		1				
35	1		2			
36		1				
37						
38	2	1		1		
39	1	1				
40		1				
41	1	1		2		
42	1	2				
43					1	
44			1		1	
45	1	4	1	1	1	
46		3				
47		4		1	1	
48		1		1		
49	2					
50	2					
51	1	1				
52				1		
53	1	2				
54				1		
55						
56						
57						
58		1				
59						
60						
61				1		
62				2		
63						
64					1	
65				1		
66				1		
67			1	3		
68				1		
69		1				
70						
71				1		
72				1		
73				3		
74		1				
75						
76						

号給	職務の級	1	2	3	4	5	6
77		人					
78			1				
79				1			
80							
81					1		
82							
83					2		
84							
85					4		
86							
87							
88				1			
89				1			
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97			1				
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							

職務の級 昇給	1	2	3	4	5	6
153	人	人	人	人	人	人
計	27	39	9	35	5	2

  

適用職員数	117人
-------	------



第6表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該 当 職 員 数					う ち 扶 養 親 族 で あ る 配 偶 者 を 有 す る 者				
	行 政 職	警 察 官	教 員	そ の 他	行 政 職	警 察 官	教 員	そ の 他		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
1 人	6,267	1,197	1,652	3,229	189	1,773	394	606	720	53
2 人	8,817	1,333	2,685	4,651	148	2,658	455	988	1,172	43
3 人	6,092	706	2,546	2,761	79	4,172	517	1,976	1,630	49
4 人	1,549	141	728	659	21	1,326	125	647	539	15
5 人	199	14	76	105	4	183	14	71	95	3
6 人	19	3	6	10	0	18	3	6	9	0
7人以上	5	0	2	3	0	4	0	2	2	0
計	22,948	3,394	7,695	11,418	441	10,134	1,508	4,296	4,167	163

- (注) 1 この表でいう「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。  
 なお、全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.9人である。  
 2 扶養手当の受給者の全職員に占める割合は、41.2%である。  
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、22,947円（平均扶養親族数は2.16人）である。  
 4 この表でいう「行政職」とは行政職給料表適用職員、「警察官」とは公安職給料表適用職員、「教員」とは職員をいう（以下第7表及び第8表について同じ。ただし、第8表の「その他」には、特定任期付職員給料表

うち 扶養親族である 子を有する者					うち 配偶者・子以外の 扶養親族を有する者				
	行政職	警察官	教員	その他		行政職	警察官	教員	その他
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
4,243	736	1,024	2,351	132	251	67	22	158	4
8,747	1,310	2,679	4,611	147	101	28	10	61	2
6,090	705	2,545	2,761	79	55	13	19	23	0
1,549	141	728	659	21	39	7	15	17	0
199	14	76	105	4	10	1	3	5	1
19	3	6	10	0	3	0	1	2	0
5	0	2	3	0	0	0	0	0	0
20,852	2,909	7,060	10,500	383	459	116	70	266	7

教育職給料表適用職員、「その他」とは研究職給料表適用職員、医療職給料表適用職員及び福祉職給料表適用適用職員を含む。)

第7表 職員の住居手当の支給状況

区 分	受 給 者 数				
	行政職	警察官	教員	その他	
受 給 者	13,713	2,511	2,764	8,042	396
手 当 月 額 11,000 円 者 以 下 の 受 給 者	21	8	1	10	2
手 当 月 額 11,100 円 以 上 28,000 円 未 満 の 受 給 者	5,457	873	1,014	3,429	141
手 当 月 額 28,000 円 者 の 受 給 者	8,235	1,630	1,749	4,603	253
手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額	26,359	26,536	26,519	26,240	26,554

(注) 住居手当の受給者の全職員に占める割合は、24.6%である。

第8表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	受 給 者 数				
	行政職	警察官	教員	その他	
交通機関等のみ利用者	13,945	5,769	6,219	1,493	464
交通用具のみ使用者	34,887	2,304	3,481	28,356	746
うち加算対象者	335	122	28	182	3
交通機関等と交通用具との併用者	3,298	659	2,302	275	62
うち加算対象者	9	8	0	1	0
計	52,130	8,732	12,002	30,124	1,272
うち加算対象者	344	130	28	183	3
受給者1人当たり平均手当月額	10,627	16,011	15,682	6,785	16,972
交通機関等のみ利用者の1人当たり平均手当月額	17,676	17,736	17,155	18,516	21,223
交通用具のみ利用者の1人当たり平均手当月額	6,870	9,454	10,803	6,006	13,405
交通機関等と交通用具との併用者の1人当たり平均手当月額	20,559	23,830	19,081	23,398	28,092

(注) 1 通勤手当の受給者の全職員に占める割合は、93.6%である。

2 加算対象者とは、特地又はへき地の勤務公署に勤務する、自動車等の使用距離が片道25キロメートル以上である者等をいう。

第9表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	100km未満	100km以上300km未満	300km以上500km未満	500km以上700km未満	700km以上900km未満	900km以上1,100km未満	1,100km以上1,300km未満	1,300km以上1,500km未満	1,500km以上2,000km未満	2,000km以上2,500km未満	2,500km以上		
受給者	116	19	25	3	2	3	1	0	0	0	0	169	35,053

第10表 職員の管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
組織	局長	地方機関の長	部長技監	事業監	課長	担当課長 地方機関の課長	地方機関の主幹			
知事部局										
学 校					校長					
警察本部				参事官	課長 署長	上席管理官 副署長				
受給者	11	26	92	120	1,557	629	115	1,589	4,139	75,046

- (注) 1 職名は、それぞれの区分に対応する主なものであり、受給者欄に掲げる人数は、すべての受給者の合計である。  
 2 事業監とは、対策監、推進監等をいう。  
 3 学校とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校をいう。

第11表 職員の地域手当の支給状況

区分	支給割合						
	計	非支給	8.5%	14%	15%	16%	20%
人 員 ( 構 成 比 )	55,702 (100%)	12 (0.0%)	55,590 (99.8%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)	51 (0.1%)	47 (0.1%)
平均手当月額	32,579	0	32,493	52,080	67,395	99,821	69,081

- (注) 人員及び平均手当月額には、異動保障によるものを含む。

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	職務の級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	224		4	211	8			1			
公安職給料表	71		5	20	17	29					
教育職給料表(一)	476	24	452								
教育職給料表(二)	264		264								
研究職給料表	11		10		1						
医療職給料表(二)	6				6						
医療職給料表(三)	11				11						
福祉職給料表	3			2		1					
給料表計	1,066										
60歳											
61歳	394										
62歳	334										
63歳	256										
64歳	82										

- (注) 1 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。  
 2 教育職給料表(二)特2級は、該当人員0であるため欄を設けていない(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表	職務の級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	233		233								
公安職給料表	6			1	5						
教育職給料表(一)	486	16	470								
教育職給料表(二)	568		568								
教育職給料表(三)	2		2								
研究職給料表	7		7								
医療職給料表(二)	7			7							
医療職給料表(三)	14			14							
福祉職給料表	3		3								
給料表計	1,326										
60歳	64										
61歳	173										
62歳	303										
63歳	312										
64歳	474										

第13表 職員の給料月額と国家公務員の俸給月額との比較

区 分	令和6年4月	令和5年4月	令和4年4月
ラスパイレス指数	101.0	101.0	101.3

(注) 上記指数は、各年の地方公務員給与実態調査(総務省)による愛知県の指数を表し、国を100としたものである。

## 2 民間給与関係

### 令和7年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。  
なお、< >内は調査対象事業所のうち、企業規模が100人以上である事業者に係る数値である。

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、職員給与を検討するため、令和7年4月現在における県内民間事業所の給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

愛知県人事委員会、名古屋市人事委員会、人事院及び各県等の人事委員会

#### (3) 調査の範囲

##### ① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所  
4,086<3,580>事業所

##### ② 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

#### (4) 調査対象の抽出

##### ① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により38層に層化し、これらの層から543<483>事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所は、第14表のとおりである。

##### ② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

#### (5) 集 計

##### ① 調査実人員

行政職相当職種が24,467<23,817>人（初任給関係1,541<1,518>人、初任給関係以外22,926<22,299>人）であり、その他の職種が1,674<1,673>人（初任給関係78<78>人、初任給関係以外1,596<1,595>人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は376,590<366,478>人であり、このうち行政職相当職種は331,853<321,760>人である。

##### ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農業，林業，漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業，採石業，砂利 採取業，建設業	28	4	11	1	8	4
製造業	171	42	28	16	62	23
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	75	17	18	10	24	6
卸売業，小売業	35	7	11	8	9	—
金融業，保険業，不 動産業，物品賃貸業	18	13	2	1	2	—
教育，学習支援業、 医療、福祉、サービス業	81	16	14	16	32	3
産業計	408	99	84	52	137	36

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が10所、調査不能の事業所が125所あった。
- 2 調査対象事業所543所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所10所を除いた533所に占める調査完了事業所408所の割合(調査完了率)は、76.5%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、  
「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業  
(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	企業規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員・技術者計	大 学 卒	244,108	252,064	228,042	※ 225,815
		短 大 卒	200,543	201,576	※ 198,070	※ 222,428
		高 校 卒	203,747	210,161	194,404	190,622
	新 卒 事 務 員	大 学 卒	244,859	252,517	225,488	※ 207,873
		短 大 卒	198,471	※ 203,921	※ 191,210	x
		高 校 卒	195,563	200,008	193,475	※ 185,833
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	243,028	251,287	230,644	※ 236,068
		短 大 卒	203,239	※ 199,596	x	x
		高 校 卒	206,383	211,696	195,042	※ 192,183
そ の 他	新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	※ 227,350	—	※ 227,350	—
	新 卒 研 究 員	大 学 卒	※ 273,000	※ 273,000	—	—
	準 新 卒 医 師	大 学 卒	—	—	—	—
	準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	—	—	—	—
	準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師	養 成 所 卒	—	—	—	—
	新 卒 栄 養 士	短 大 卒	—	—	—	—
	準 新 卒 看 護 師	養 成 所 卒	252,329	261,850	239,000	—
	準 新 卒 准 看 護 師	養 成 所 卒	※ 222,588	※ 222,588	—	—

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「準新卒」とは、令和6年3月学校卒業後、令和6年度中に資格免許を取得し、令和7年4月までの間に採用された者を言う。  
なお、医師については、令和4年3月又は令和5年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和7年4月までの間に採用された者（令和6年4月採用者を除く）に限っている。
- 3 「大学卒」には大学院修了を、「短大卒」には高等専門学校卒を含まない。
- 4 ※印のあるものは、調査実人員10人未満であることを示す。
- 5 「x」は、調査実人員1人の場合である。

第16表 企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計（100人以上）

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	45	52.9	883,302	19,122	864,180	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
工場長	21	56.7	718,851	8,830	710,021	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
事務部長	821	52.4	725,291	2,100	723,191	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められ る部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技術部長	488	53.1	770,274	7,968	762,306	
事務部次長	405	52.1	676,994	4,048	672,946	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
技術部次長	199	53.0	783,485	11,279	772,206	中間職（部長-課長間）
事務課長	1,715	48.6	612,042	10,498	601,544	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
技術課長	1,391	50.1	672,463	14,455	658,008	
事務課長代理	475	48.8	561,700	36,485	525,215	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
技術課長代理	336	50.8	649,188	30,228	618,960	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）
事務係長	1,578	45.8	525,857	69,207	456,650	係の長及び係長級専門職
技術係長	1,652	45.4	604,226	91,823	512,403	
事務主任	1,445	42.9	457,914	71,974	385,940	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者
技術主任	1,739	43.4	568,966	108,353	460,613	係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
事務係員	5,689	38.4	376,832	47,976	328,856	
技術係員	4,300	36.0	421,732	72,598	349,134	

(注) 基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている民間事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、部長と課長の間位置付けられる従業員は部次長、課長と係長の間位置付けられる従業員は課長代理、係長と係員の間位置付けられる従業員は主任に含めて比較をしている。

2 企業規模500人以上

職種名	調査人員	平均年齢	令和7年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	41	53.0	918,224	19,676	898,548	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	12	54.8	777,834	804	777,030	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	640	52.3	768,371	784	767,587	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長	411	53.3	797,916	7,803	790,113	
事務部次長	319	52.1	720,333	4,518	715,815	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
技術部次長	167	53.5	831,183	13,135	818,048	中間職(部長-課長間)
事務課長	1,408	48.3	638,329	8,899	629,430	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
技術課長	1,191	50.4	689,450	13,738	675,712	
事務課長代理	335	48.7	597,631	39,605	558,026	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
技術課長代理	261	52.0	678,860	28,703	650,157	中間職(課長-係長間)
事務係長	1,233	46.0	559,629	75,841	483,788	係の長及び係長級専門職
技術係長	1,343	45.5	624,120	96,435	527,685	
事務主任	1,102	43.4	489,194	79,308	409,886	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者
技術主任	1,347	43.4	589,374	114,226	475,148	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
事務係員	4,263	38.5	391,565	52,253	339,312	
技術係員	3,167	35.9	441,166	79,301	361,865	

3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	4	51.8	522,352	13,404	508,948	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	9	58.9	651,478	17,996	633,482	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	181	53.0	604,876	5,778	599,098	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められ る部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長	77	52.0	639,756	8,747	631,009	
事務部次長	86	52.4	529,540	2,448	527,092	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
技術部次長	32	49.7	499,155	214	498,941	中間職(部長-課長間)
事務課長	307	50.1	505,425	16,984	488,441	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
技術課長	200	47.4	534,553	20,279	514,274	
事務課長代理	140	49.1	482,175	29,577	452,598	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
技術課長代理	75	44.7	494,943	38,156	456,787	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
事務係長	345	45.2	429,030	50,185	378,845	係の長及び係長級専門職
技術係長	309	45.0	463,572	59,214	404,358	
事務主任	343	41.6	369,895	51,338	318,557	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者
技術主任	392	43.0	450,067	74,137	375,930	係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
事務係員	1,426	38.1	328,548	33,958	294,590	
技術係員	1,133	36.1	351,319	48,311	303,008	

【参考】 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査人員	平均年齢	令和7年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	1	x	x	x	x	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	1	x	x	x	x	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	24	51.3	512,549	19,554	492,995	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長	9	52.4	508,101	0	508,101	
事務部次長	2	52.5	411,800	0	411,800	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
技術部次長	-	-	-	-	-	中間職(部長-課長間)
事務課長	35	49.0	425,835	39,953	385,882	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
技術課長	39	49.6	469,433	12,429	457,004	
事務課長代理	6	51.1	356,250	59,670	296,580	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
技術課長代理	9	40.0	407,428	91,946	315,482	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
事務係長	54	45.3	356,995	51,349	305,646	係の長及び係長級専門職
技術係長	40	45.1	437,556	54,495	383,061	
事務主任	16	38.1	314,423	51,342	263,081	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者
技術主任	31	41.1	369,253	83,096	286,157	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
事務係員	194	42.6	283,605	21,875	261,730	
技術係員	166	39.4	353,307	54,986	298,321	

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計（100人以上）

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
							円
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。	
	自家用乗用 自動車運転手	42	31.6	318,851	66,158	252,693	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守衛	17	50.9	443,755	47,590	396,165	
	用務員	—	—	—	—	—	
海 事 関 係 職 種	船長・機関長	—	—	—	—	—	
	一等航海士・ 一等機関士	—	—	—	—	—	
	二等航海士・ 二等機関士	—	—	—	—	—	
	三等航海士・ 三等機関士	—	—	—	—	—	
	運航士	—	—	—	—	—	
	甲板長・操機長	—	—	—	—	—	
	甲板手・操機手	—	—	—	—	—	
教 育 関 係 職 種	大学学長・ 副学長・学部長	11	61.8	767,510	0	767,510	
	大学教授	116	58.6	719,828	2,428	717,400	
	大学准教授	91	52.7	605,745	450	605,295	
	大学講師	64	48.3	531,533	2,329	529,204	
	大学助教	36	42.2	482,418	13,226	469,192	
	高等学校校長	1	x	x	x	x	
	高等学校教頭	6	56.7	651,192	0	651,192	
	高等学校教諭	98	42.7	468,872	4,162	464,710	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きま って 支給 する 給 与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	2	48.0	914,590	0	914,590	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	56	49.6	717,519	276	717,243	2室(係)以上又は構成員7人以上の部 (課)の長
	研究室(係)長	95	53.7	601,879	7,532	594,347	構成員3人以上の室(係)の長
	主任 研 究 員	81	52.0	627,868	8,158	619,710	下記研究員より上位の者(研究所長の職名 を有する者、上記研究部(課)長及び研究 室(係)長を除く。)
	研 究 員	131	40.8	434,315	18,063	416,252	
	研 究 補 助 員	28	28.0	298,228	17,915	280,313	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	64.6	1,596,204	0	1,596,204	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	6	60.5	1,373,210	9,450	1,363,760	上記病院長に事故等のあるときの職務代行 者
	医 科 長	37	50.3	1,251,197	204,588	1,046,609	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	42	38.0	1,001,560	243,781	757,779	
	歯 科 医 師	5	39.6	701,951	81,902	620,049	
	薬 局 長	4	53.3	533,702	19,567	514,135	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	43	34.3	359,004	52,547	306,457	
	診療放射線技師	47	37.1	399,365	70,969	328,396	
	臨床検査技師	44	32.7	388,687	79,730	308,957	
	栄 養 士	30	35.5	308,756	12,194	296,562	
	理 学 療 法 士	113	36.0	330,908	14,996	315,912	
	作 業 療 法 士	78	30.0	289,730	12,928	276,802	
	総 看 護 師 長	3	57.4	550,929	0	550,929	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	65	51.7	522,564	51,086	471,478	部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師	176	45.5	446,094	65,851	380,243		
准 看 護 師	25	53.1	335,510	74,569	260,941		

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第17表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等（事務・技術関係職種）

1 企業規模計（100人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	66	54.1	828,766	15,709	813,057
大 学 卒	47	54.4	899,046	11,795	887,251
短 大 卒	4	53.8	683,306	0	683,306
高 校 卒	14	53.4	667,117	33,003	634,114
中 学 卒	1	x	x	x	x
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	1,309	52.7	742,079	4,290	737,789
大 学 卒	1,087	52.4	756,230	2,090	754,140
短 大 卒	74	52.6	660,053	3,119	656,934
高 校 卒	146	54.5	686,873	19,609	667,264
中 学 卒	2	56.4	534,658	0	534,658
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	604	52.5	715,590	6,669	708,921
大 学 卒	503	52.3	733,640	6,698	726,942
短 大 卒	29	54.1	599,682	11,665	588,017
高 校 卒	70	53.1	638,413	2,769	635,644
中 学 卒	2	55.2	584,811	71,982	512,829
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	3,106	49.4	643,499	12,558	630,941
大 学 卒	2,387	48.8	651,616	8,425	643,191
短 大 卒	210	51.7	606,120	12,157	593,963
高 校 卒	499	51.5	620,153	33,472	586,681
中 学 卒	10	46.3	502,188	10,481	491,707

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	811	49.8	607,052	33,241	573,811
大 学 卒	586	49.0	614,974	29,175	585,799
短 大 卒	67	50.7	541,939	38,242	503,697
高 校 卒	152	52.7	601,158	46,871	554,287
中 学 卒	6	53.0	617,462	59,170	558,292
事務係長・技術係長	3,230	45.6	574,220	83,163	491,057
大 学 卒	2,152	44.0	583,005	84,158	498,847
短 大 卒	298	48.8	565,386	86,732	478,654
高 校 卒	766	49.6	547,202	77,969	469,233
中 学 卒	14	50.9	582,833	92,118	490,715
事務主任・技術主任	3,184	43.2	530,051	95,605	434,446
大 学 卒	2,049	41.4	533,206	98,663	434,543
短 大 卒	308	45.0	518,415	89,379	429,036
高 校 卒	808	47.6	524,884	88,523	436,361
中 学 卒	19	51.2	549,686	123,701	425,985
事務係員・技術係員	9,989	37.2	399,438	60,373	339,065
大 学 卒	6,439	35.0	400,982	60,208	340,774
短 大 卒	1,084	42.6	388,683	53,145	335,538
高 校 卒	2,433	40.4	400,059	63,785	336,274
中 学 卒	33	46.5	382,689	52,681	330,008

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。  
「x」は、調査実人員が1人の場合である。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	53	53.4	886,650	15,432	871,218
大 学 卒	40	54.1	954,216	9,091	945,125
短 大 卒	3	51.2	686,373	0	686,373
高 校 卒	10	50.9	672,447	44,070	628,377
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	1,051	52.7	780,195	3,593	776,602
大 学 卒	901	52.4	788,720	1,046	787,674
短 大 卒	51	52.9	716,374	1,660	714,714
高 校 卒	97	54.7	741,082	26,016	715,066
中 学 卒	2	56.4	534,658	0	534,658
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	486	52.6	763,172	7,848	755,324
大 学 卒	424	52.5	771,570	7,491	764,079
短 大 卒	15	53.2	667,747	22,725	645,022
高 校 卒	46	53.2	715,285	3,856	711,429
中 学 卒	1	x	x	x	x
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	2,599	49.5	666,270	11,544	654,726
大 学 卒	2,052	48.9	669,592	7,307	662,285
短 大 卒	163	52.0	635,756	7,025	628,731
高 校 卒	378	51.9	661,269	37,787	623,482
中 学 卒	6	47.8	513,405	0	513,405

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	596	50.5	643,704	33,421	610,283
大 学 卒	433	49.7	649,123	27,942	621,181
短 大 卒	39	51.7	577,489	52,741	524,748
高 校 卒	119	53.2	640,585	48,490	592,095
中 学 卒	5	54.8	663,493	64,333	599,160
事務係長・技術係長	2,576	45.7	601,917	89,345	512,572
大 学 卒	1,769	44.0	604,091	88,838	515,253
短 大 卒	237	48.9	600,427	99,246	501,181
高 校 卒	559	50.8	593,076	86,368	506,708
中 学 卒	11	52.4	628,993	104,977	524,016
事務主任・技術主任	2,449	43.4	557,514	103,122	454,392
大 学 卒	1,563	41.5	559,112	106,244	452,868
短 大 卒	246	44.9	541,267	96,135	445,132
高 校 卒	624	48.3	558,274	95,868	462,406
中 学 卒	16	52.8	590,037	138,594	451,443
事務係員・技術係員	7,430	37.2	416,818	66,024	350,794
大 学 卒	4,968	35.1	415,762	65,597	350,165
短 大 卒	841	42.6	402,800	57,210	345,590
高 校 卒	1,603	40.7	426,629	71,660	354,969
中 学 卒	18	47.7	406,474	43,515	362,959

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。  
「x」は、調査実人員が1人の場合である。

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	13	57.0	615,863	16,730	599,133
大 学 卒	7	55.7	568,954	27,976	540,978
短 大 卒	1	x	x	x	x
高 校 卒	4	58.3	656,294	10,530	645,764
中 学 卒	1	x	x	x	x
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	258	52.7	614,752	6,618	608,134
大 学 卒	186	52.4	626,382	6,265	620,117
短 大 卒	23	52.2	571,279	5,417	565,862
高 校 卒	49	54.0	592,775	8,487	584,288
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	118	51.7	521,505	1,857	519,648
大 学 卒	79	50.7	531,114	2,468	528,646
短 大 卒	14	55.1	531,735	624	531,111
高 校 卒	24	52.9	490,887	683	490,204
中 学 卒	1	x	x	x	x
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	507	49.1	516,372	18,223	498,149
大 学 卒	335	48.6	527,996	16,119	511,877
短 大 卒	47	50.8	510,476	28,720	481,756
高 校 卒	121	50.0	488,754	19,682	469,072
中 学 卒	4	44.3	488,232	23,522	464,710

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	215	47.5	486,747	32,649	454,098
大 学 卒	153	46.5	495,065	33,505	461,560
短 大 卒	28	49.5	496,645	19,768	476,877
高 校 卒	33	50.6	441,997	40,336	401,661
中 学 卒	1	x	x	x	x
事務係長・技術係長	654	45.1	444,083	54,120	389,963
大 学 卒	383	44.0	457,822	56,371	401,451
短 大 卒	61	48.0	425,959	36,935	389,024
高 校 卒	207	46.3	425,323	55,655	369,668
中 学 卒	3	44.6	390,797	38,622	352,175
事務主任・技術主任	735	42.3	410,684	62,937	347,747
大 学 卒	486	40.9	419,211	65,305	353,906
短 大 卒	62	45.6	413,326	58,312	355,014
高 校 卒	184	45.1	388,098	58,433	329,665
中 学 卒	3	42.6	332,391	43,503	288,888
事務係員・技術係員	2,559	37.1	339,570	40,906	298,664
大 学 卒	1,471	34.3	338,586	37,456	301,130
短 大 卒	243	42.5	333,403	37,228	296,175
高 校 卒	830	39.9	342,521	46,731	295,790
中 学 卒	15	44.6	348,606	65,817	282,789

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。  
「x」は、調査実人員が1人の場合である。

【参考】 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	2	57.0	652,249	0	652,249
大 学 卒	2	57.0	652,249	0	652,249
短 大 卒	—	—	—	—	—
高 校 卒	—	—	—	—	—
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	33	51.6	511,380	14,413	496,967
大 学 卒	17	52.1	516,870	12,940	503,930
短 大 卒	3	52.8	499,694	22,994	476,700
高 校 卒	13	50.5	506,697	14,451	492,246
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	2	52.5	411,800	0	411,800
大 学 卒	1	x	x	x	x
短 大 卒	—	—	—	—	—
高 校 卒	1	x	x	x	x
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	74	49.3	449,983	24,708	425,275
大 学 卒	34	47.3	455,786	22,149	433,637
短 大 卒	10	53.5	455,347	5,938	449,409
高 校 卒	28	49.5	435,411	35,236	400,175
中 学 卒	2	58.3	500,000	45,436	454,564

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	15	44.2	388,058	79,730	308,328
大 学 卒	7	41.1	390,638	77,109	313,529
短 大 卒	5	49.3	398,617	83,643	314,974
高 校 卒	3	42.6	360,641	79,069	281,572
中 学 卒	—	—	—	—	—
事務係長・技術係長	94	45.2	393,472	52,773	340,699
大 学 卒	43	44.0	400,340	50,149	350,191
短 大 卒	13	47.3	398,392	53,174	345,218
高 校 卒	38	45.8	383,317	55,782	327,535
中 学 卒	—	—	—	—	—
事務主任・技術主任	47	40.1	351,192	72,636	278,556
大 学 卒	27	35.9	343,255	70,500	272,755
短 大 卒	4	44.5	377,598	67,773	309,825
高 校 卒	15	46.5	358,132	75,515	282,617
中 学 卒	1	x	x	x	x
事務係員・技術係員	360	41.0	319,360	38,860	280,500
大 学 卒	144	37.8	317,924	33,669	284,255
短 大 卒	53	45.6	299,137	31,162	267,975
高 校 卒	160	42.2	326,509	46,916	279,593
中 学 卒	3	43.8	348,745	1,758	346,987

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。  
「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第18表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
			%	%	%	
大学卒	規模計 (100人以上)	78.3	(85.7)	(14.3)	—	21.7
	500人以上	94.9	(87.7)	(12.3)	—	5.1
	100人以上 500人未満	57.1	(81.6)	(18.4)	—	42.9
	【参考】 50人以上 100人未満	21.0	(31.6)	(68.4)	—	79.0
高校卒	規模計 (100人以上)	57.2	(89.6)	(10.4)	—	42.8
	500人以上	67.4	(93.8)	(6.2)	—	32.6
	100人以上 500人未満	44.2	(81.3)	(18.7)	—	55.8
	【参考】 50人以上 100人未満	19.9	(72.2)	(27.8)	—	80.1

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。  
 2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

## 第19表 民間における給与改定状況

### その1 ベース改定の実施状況

役職 段階	項目		ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	企業規模					
係 員	規 模 計 (100人以上)		% 77.5	% 0.9	% 1.6	% 20.0
	500人以上		85.3	0.6	0.0	14.1
	100人以上 500人未満		67.8	1.3	3.6	27.3
	【参考】 50人以上 100人未満		46.4	6.6	0.0	47.0
課長級	規 模 計 (100人以上)		71.2	1.1	1.6	26.1
	500人以上		76.4	0.6	0.0	23.0
	100人以上 500人未満		64.5	1.9	3.7	29.9
	【参考】 50人以上 100人未満		46.4	6.6	0.0	47.0

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした割合である。

### その2 定期昇給の実施状況

役職 段階	項目		定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
	企業規模			増額	減額	変化なし			
係 員	規 模 計 (100人以上)		% 95.5	% 95.5	% 38.7	% 4.8	% 52.0	% 0.0	% 4.5
	500人以上		95.1	95.1	36.2	5.5	53.4	0.0	4.9
	100人以上 500人未満		96.1	96.1	42.1	3.9	50.1	0.0	3.9
	【参考】 50人以上 100人未満		80.0	80.0	28.9	11.1	40.0	0.0	20.0
課長級	規 模 計 (100人以上)		84.6	84.1	35.3	3.2	45.6	0.5	15.4
	500人以上		78.3	78.3	32.4	3.3	42.6	0.0	21.7
	100人以上 500人未満		93.4	92.2	39.4	3.0	49.8	1.2	6.6
	【参考】 50人以上 100人未満		85.2	85.2	25.2	13.0	47.0	0.0	14.8

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした割合である。

第20表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	割合
支給する	56.4%
支給しない	43.6%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	28,000円以上 29,000円未満

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。  
(第21表において同じ。)

第21表 民間における通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
%	%	%	%	%	%
99.2	(27.6)	(48.1)	(3.2)	(21.2)	0.8

(注) 支給形態の( )内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。  
なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない。

その2 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
%	%	%	%	%	%
40.4	(14.9)	(38.1)	(16.6)	(30.4)	59.6

(注) 支給形態の( )内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
	規 模 計 (100人以上)	56.9	43.1	54.3	45.7	52.0	48.0
	500人以上	56.6	43.4	51.5	48.5	49.3	50.7
	100人以上 500人未満	57.3	42.7	57.9	42.1	55.7	44.3
	【参考】 50人以上 100人未満	61.3	38.7	63.3	36.7	61.9	38.1

第23表 職員給与と民間給与との比較における対応関係

職務の級 (行政職給料表)	民 間 従 業 員		
	企業規模500人以上		企業規模100人以上 500人未満
10級 9級	支 店 工 場 部 部 部 次	長 長 長 長	
8級 7級	課	長	
6級 5級	課 長 代 理		課長
4級	係	長	課長代理
3級	主	任	係長
2級 1級	係	員	主任 係員

### 3 生計費関係

#### 令和7年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和7年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

##### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費	……………	食料
住居関係費	……………	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……………	被服及び履物
雑費Ⅰ	……………	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	……………	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

##### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、令和7年4月の全国の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて求めた。

2人～5人世帯については、「家計調査」（名古屋市・勤労者世帯）における令和7年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

第24表 名古屋市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和7年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	38,770	52,370	64,310	79,140	93,970
住居関係費	71,330	79,930	74,500	67,440	61,190
被服・履物費	6,680	6,250	9,530	12,820	16,110
雑費Ⅰ	20,670	28,340	43,430	58,540	73,640
雑費Ⅱ	13,160	24,260	30,490	36,720	42,960
計	150,610	191,150	222,260	254,660	287,870



## 4 労働経済関係

第25表 労働経済指標

その1 全国集計

年月	項目	①	②	③	④	⑤				⑥			
		実質国内総生産(GDP)	常用雇用指数(調査産業計)	有効求人倍率(季節調整値)	完全失業率(季節調整値)	きまって支給する給与(調査産業計)				所定内給与(調査産業計)			
		前期比(%)	前年同月比(%)	(倍)	(%)	(千円)	前年同月比(%)	(千円)	前年同月比(%)	(千円)	前年同月比(%)	(千円)	前年同月比(%)
令和6年4月			1.1	1.26	2.6	316.5	2.3	380.1	2.3	291.3	2.5	348.0	2.7
5月	0.5		1.2	1.25	2.6	315.0	2.8	378.2	3.0	290.8	2.9	347.4	3.2
6月			1.4	1.24	2.5	317.1	2.8	380.2	2.8	292.8	3.0	349.3	2.9
7月			1.3	1.25	2.6	317.5	2.8	381.7	3.0	292.9	3.0	350.3	3.2
8月	0.6		1.3	1.24	2.5	315.9	3.2	379.8	3.2	291.4	3.2	348.5	3.2
9月			1.2	1.25	2.4	316.5	2.8	380.9	2.9	292.5	3.1	350.3	3.2
10月			1.4	1.25	2.5	319.1	2.9	384.4	3.3	293.6	2.9	351.8	3.5
11月	0.5		1.1	1.25	2.5	319.9	3.1	384.9	3.2	293.9	3.1	351.6	3.3
12月			1.1	1.25	2.5	319.9	3.1	385.5	3.1	294.3	3.1	352.8	3.3
令和7年1月			1.1	1.26	2.5	314.1	2.6	380.5	3.0	289.9	2.6	349.6	3.0
2月	0.1		1.0	1.24	2.4	313.5	1.8	381.0	2.7	289.0	1.6	349.4	2.6
3月			0.9	1.26	2.5	316.7	1.4	384.3	2.4	291.9	1.6	352.5	2.6
4月			1.1	1.26	2.5	324.0	2.3	391.6	3.1	298.4	2.4	358.9	3.1
5月	0.5		1.1	1.24	2.5	321.4	2.0	387.3	2.4	296.9	2.1	356.0	2.5
6月			1.0	1.22	2.5	324.3	2.3	391.5	3.0	299.8	2.3	360.0	3.1
資料出所	内閣府	厚生労働省		総務省	厚生労働省								

(注) 1 ①は平成27年基準、②、⑤、⑥、⑩、⑪、⑫は令和2年基準である。  
 2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。

⑦ 所定外給与 (調査産業計)				⑧ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑩ 消費支出 [二人以上の世帯のうち勤労者世帯]			⑪ 消費者物価指数 (総合)	⑫ 国内企業物価指数
		一般労働者						名目	実質			
(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	
25.2	△0.9	32.1	△0.9	147.5	12.2	345.0	3.2	0.3	2.5	0.9		
24.2	1.5	30.8	2.0	143.6	11.5	318.6	2.2	△1.1	2.8	2.3		
24.3	1.3	30.9	1.2	145.6	11.6	300.2	0.6	△2.6	2.8	2.6		
24.6	0.4	31.4	0.6	148.0	11.8	312.6	2.0	△1.2	2.8	3.3		
24.5	2.9	31.2	3.0	138.3	10.8	318.8	2.3	△1.2	3.0	2.7		
24.0	△0.5	30.6	△0.5	139.5	11.5	308.4	△1.1	△3.9	2.5	3.2		
25.5	1.4	32.6	2.0	146.7	12.2	327.6	△0.9	△3.4	2.3	3.8		
26.0	2.4	33.3	2.6	146.4	12.1	316.5	4.9	1.5	2.9	3.9		
25.6	2.1	32.7	2.2	142.2	11.7	379.2	8.7	4.3	3.6	4.1		
24.2	2.2	31.0	2.6	135.0	11.1	331.3	5.8	1.1	4.0	4.2		
24.4	2.5	31.5	3.3	135.6	11.4	314.0	2.0	△2.2	3.7	4.3		
24.8	△0.6	31.9	0.3	138.1	11.8	383.0	8.2	3.8	3.6	4.3		
25.6	1.4	32.8	2.2	145.4	12.0	363.2	5.3	1.2	3.6	3.9		
24.5	1.2	31.3	1.4	140.5	11.3	351.5	10.3	6.1	3.5	3.1		
24.6	1.1	31.5	1.9	145.2	11.3	323.2	7.7	3.8	3.3	2.7		
働 省						総 務 省				日本銀行		

その2 愛知県集計

項目 年月	① 常用雇用 指数 (調査産業計)	② 有効求人 倍率 (季節調整値)	③ 完全失 業率 (季節調整値)	④ きまって支給する給与 (調査産業計)		⑤ 所定内給与 (調査産業計)	
	前年同月比 (%)	(倍)	(%)	(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)
令和6年4月	0.5	1.31	2.4	325.3	1.7	295.6	2.1
5月	0.6	1.30		321.2	1.5	293.8	1.8
6月	0.6	1.27		322.8	1.2	294.3	1.7
7月	0.6	1.26	1.8	323.7	1.7	294.4	1.9
8月	0.6	1.26		317.8	1.2	290.0	1.4
9月	0.8	1.25		320.8	1.2	292.6	1.5
10月	0.7	1.26	1.9	324.2	1.3	293.9	1.5
11月	0.5	1.27		324.5	1.3	293.7	1.2
12月	0.1	1.26		321.7	1.1	292.8	1.1
令和7年1月	0.7	1.27	2.0	321.3	3.2	293.5	2.9
2月	0.4	1.29		319.1	1.5	289.7	1.1
3月	0.8	1.32		323.0	1.5	292.9	1.4
4月	△0.3	1.35	2.3	329.0	1.1	298.3	0.9
5月	△0.4	1.32		327.4	1.9	297.6	1.3
6月	△0.3	1.28		329.6	2.1	299.3	1.7
資料出所	愛知県県民文化局 県民生活部統計課	愛知労働局	愛 知 県 県 民 文 化 局 県 民				

(注) 1 ①、④、⑤、⑩は、令和2年基準である。  
 2 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は、事業所規模30人以上の数値である。

⑥ 所定外給与 (調査産業計)	⑦ 総実労働 時間数 (調査産業計)	⑧ 所定外労働 時間数 (調査産業計)	⑨ 消費支出 [二人以上の世帯のうち勤労者世帯] (名古屋市・勤労者世帯)		⑩ 消費者 物価指数 (総合・名古屋市)
			名	目	
(千円)	(時間)	(時間)	(千円)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)
29.7	147.7	13.7	340.8	15.0	2.6
27.4	141.7	12.3	348.3	15.2	2.7
28.5	144.9	12.7	311.3	3.9	3.0
29.3	148.2	13.3	331.1	△1.1	3.2
27.9	134.4	12.0	335.8	14.6	3.5
28.3	139.5	12.8	285.4	△11.3	3.0
30.3	147.2	13.7	305.4	△25.5	2.7
30.9	147.3	13.8	299.1	12.7	3.3
28.9	139.5	12.9	378.0	14.7	4.4
27.8	137.1	13.1	297.2	△10.8	4.6
29.4	138.4	13.4	535.5	93.7	4.1
30.1	140.2	13.5	582.0	50.3	3.9
30.7	145.4	14.1	392.4	15.2	3.5
29.8	139.3	13.1	391.3	12.3	3.8
30.3	146.2	13.3	308.7	△0.8	3.5
生活部統計課			総務省		